（別紙１）

民間設置用①

　年　月　日

○○市町村長　様

浄化槽設置者　住　所

 　　　氏　名 　　 ㊞

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における

緩和措置の適用願いの提出について

このことについて、下記の住宅に浄化槽を設置するにあたり、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置場所 |  |
| ２　建築物の工事種別 | 新　築　・　増　築　・　改　築なし（既存）・　その他（　　　　　） |
| ３　住宅の延べ面積※１（≦２００㎡） | ㎡ |
| ４　台所数（≦１箇所）　浴室数（≦１箇所） | 台所数＝　　　　箇所浴室数＝　　　　箇所 |
| ５　居住人員　※２（≦５人） | （実居住人員）人 | （将来の見込み）人 |
| ６　使用水量見込み※３（≦1,000㍑／戸・日） | 　　　　　　　　　　　　　リットル／戸・日 |
| ７　ただし書適用により採用する人槽 | ５　人 |

※１　増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。

※２　住民票の写しを添付してください。新築の場合等でやむを得ず住民票の写しが添付できない場合は、居住予定者の一覧を添付してください。

※３　現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。

　　　井戸水を利用する場合等も、できるだけ正確な使用水量見込みを記入してください。

（別紙２）

　年　月　日

民間設置用②

各関係機関の長　様

浄化槽設置者　住　所

 　　　　氏　名 　　 ㊞

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における

緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき７人槽が必要となりますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添いませんので、ただし書の適用をお願いします。

　なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、設置者自らの責任において対応することを確約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置場所 |  |
| ２　建築物の工事種別 | 新　築　・　増　築　・　改　築なし（既存）・　その他（　　　　　） |
| ３　住宅の延べ面積※１（≦２００㎡） | ㎡ |
| ４　台所数（≦１箇所）　浴室数（≦１箇所） | 台所数＝　　　　箇所浴室数＝　　　　箇所 |
| ５　居住人員（≦５人） | （実居住人員）人 | （将来の見込み）人 |
| ６　使用水量見込み（≦1,000㍑／戸・日） | 　　　　　　　　　　　　　リットル／戸・日 |
| ７　ただし書適用により採用する人槽 | ５　人 |

※１　増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。

（備考）

・保健所管轄区域内（権限移譲未済み）は４部

※市町村受付欄

　・市町村管轄区域内（権限移譲済み）は３部

（別紙３）

　年　月　日

市町村設置用

各関係機関の長　様

浄化槽設置者　○○市町村長　㊞

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における

緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき７人槽が必要となりますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添いませんので、ただし書の適用をお願いします。

　なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、使用者自らの責任において対応することを確約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置場所 |  |
| ２　建築物の工事種別 | 新　築　・　増　築　・　改　築なし（既存）・　その他（　　　　　） |
| ３　住宅の延べ面積※１（≦２００㎡） | ㎡ |
| ４　台所数（≦１箇所）　浴室数（≦１箇所） | 台所数＝　　　　箇所浴室数＝　　　　箇所 |
| ５　居住人員（≦５人） | （実居住人員）人 | （将来の見込み）人 |
| ６　使用水量見込み（≦1,000㍑／戸・日） | 　　　　　　　　　　　　　リットル／戸・日 |
| ７　ただし書適用により採用する人槽 | ５　人 |

※１　増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。

（備考）

【建築確認が必要な場合】

　　・保健所管轄区域内（権限移譲未済み）は４部

　　・市町村管轄区域内（権限移譲済み）は３部

【建築確認が不要な場合】

　　・保健所管轄区域内（権限移譲未済み）は３部

　　・市町村管轄区域内（権限移譲済み）は２部

①適用願の提出